

消防国第 38 号  
消防運第 24 号  
平成 29 年 4 月 21 日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課  
国民保護室長  
国民保護運用室長  
(公印省略)

#### 弾道ミサイル落下時の行動等について

内閣官房から、別添 1 「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」のとおり通知があり、別添 2 「弾道ミサイル落下時の行動について」及び別添 3 「弾道ミサイル落下時の行動に関する Q & A」が、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」に掲載されましたので、お知らせします。

つきましては、別添 2 及び別添 3 の内容について、住民から問い合わせが寄せられた場合の対応にご活用いただくとともに、住民の理解が進むよう、各地方公共団体のホームページや広報紙に掲載していただく等、幅広い広報の実施へのご協力をお願いします。

貴都道府県内の市町村及び消防本部に対し、この旨の周知及び同様の対応についてご協力をいただくようよろしく申し上げます。

閣副事態第166号  
平成29年4月21日

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付  
内閣参事官 小谷 敦  
(公印省略)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

北朝鮮により弾道ミサイルが発射された場合で、日本に飛来する可能性があるときは、政府としては、関係する地域の住民に対して全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用して情報伝達することとしており、当該情報伝達の流れや注意点等について、国民保護ポータルサイトに掲載しているところです。また国民保護ポータルサイトには武力攻撃やテロなどから身を守るためにどのように行動するべきか等についても掲載しているところです。

この度、昨今の情勢を踏まえ、問い合わせが多く寄せられている、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動についてとりまとめ、本日、国民保護ポータルサイトに掲載しましたのでお知らせいたします。

つきましては、本件について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対して御周知をお願いします。